

日本動物医療コンシェルジュ協会
定款

平成 20 年 2 月
平成 21 年 4 月改定

第1章 総則

(名称)

第1条 本会は、日本動物医療コンシェルジュ協会という

(英語表記Japan Animai Medical Concierge Association)

(事務所)

第2条 本会は、事務所を山梨県甲府市に置く

(支部)

第3条 本会は、理事長及び理事会の発意により必要の地に支部を置くことができる

(目的)

第4条 本会は、動物飼育者及び動物医療従事者、動物産業従事者、未飼育者等に対して、動物飼育の適正な知識の普及とその実践方法を啓蒙普及するため、そのための学習活動を推進する各種事業を行い、もって人と動物が共生出来る豊かな社会の創出に資することを目的とする

(事業)

第5条 本会は、前条の目的を達成するために以下の事業を行う

- (1) 動物の適正飼育及び実践に関する知識の啓蒙と普及
- (2) 動物の適正飼育及び実践に関する学習会及び研修会の開催
- (3) (1)のための指導者の育成及び指導に関する事業
- (4) その他、本会の目的を達成するための事業

第2章 資産及び会計

(資産の構成)

第6条 本会の資産構成は、設立当初資産及び入会金、会費及び事業による収入、寄付金品、その他の収入からなるものとする

(資産の管理)

第7条 本会の資産は理事長が管理し、管理の方法については理事長が発意し、理事会の承認をもって、理事長が保管するものとする

(経費の支弁等)

第8条 本会の経費は前条の資産を以って支弁するものとする

(事業計画及び予算)

第9条 本会の事業計画及び予算の編成と変更は理事長がこれを行い、理事会の承認を得るものとする

(収支決算)

第10条 本会の収支決算は、理事長が作成し必要書類とともに監事の監査を受け、理事会の承認を得るものとする。なお、収支決算は会計年度終了後3か月以内に会員に広報しなければならない

(事業年度)

第11条 本会の事業年度は毎年4月1日より翌年3月末日までとする

(借入金等)

第12条 本会が借入金をしようとする場合は理事長が発意し、理事会の3分の2以上の承認を得なければならない

(附則)

第13条 収支決算において、当該年度事業計画を上回る収益及び剰余金等が発生した場合には、理事長及び理事会の承認を経て次年度事業計画に繰り入れることが出来る。必要があれば別途特別会計を編成できるものとする。特別会計は理事長の発意により理事会の承認を経て編成できるものとする

第3章 会員

(会員)

第14条 本会の会員は以下の通りとする

- (1) 正会員 本会の目的及び事業に賛同するもの
- (2) 賛助会員 本会の目的及び事業に賛同するもの

(入会)

第15条 本会に入会する場合は、書面及び本会指定の書式(電子書式含む)に所定の事項の記入し提出しなければならない。入会は理事会の承認を得るものとする

(入会金及び会費について)

第16条 本会に入会したものは本会が定める入会金及び会費を支払わなければならない。既納の入会金、会費は返還しないものとする

(退会について)

第17条 本会を退会しようとするものは、理事長に退会届を提出しなければならない

(除名について)

第18条 以下の各号に該当する時は理事会決議を経て除名することができる

- (1) 本会に対する名誉・信用毀損行為
- (2) 著しく会費を滞納した場合
- (3) 本会の事業目的に著しく反する行為を継続した場合

第4章 役員等

(役員)

第19条 この法人は以下の役員を置くことができる

- (1) 理事 2名以上7名未満
(名誉会長1名 会長1名 副会長若干名 理事長1名)
- (2) 監事 若干名
- (3) 評議員 理事長の発意及び理事会の賛意により外部より本会の法令遵守及び事業について助言する評議員を置く事が出来る。定数は理事長の発意、理事会の承認によって決定するものとする
- (4) 専務理事及び常務理事 理事長の発意及び理事会の承認により専務理事及び常務理事を置く事が出来る

(役員を選任)

第20条 理事長は理事会の互選により選出される。理事は評議会がある場合は評議会の互選により選ばなければならない。評議会が未設置の場合は設立初年度の理事の互選及び、増減員については同理事の推薦により理事会が承認し選任される。なお、名誉会長及び会長は任期終身とする

(理事の職務)

第21条 理事長は本会の総理として、本会を代表する

- (1) 理事長は本会業務を統括し事業の執行を監督する
- (2) 理事長は理事会の議決を妨げない
- (3) 理事は理事会を組織し、本会の業務を議決執行する

(監事の職務)

第22条 監事は本会の会計及び財産について監査する。財産の不整の事実を発見した場合は理事長及び理事会に報告しなければならない

(役員任期)

第23条 本会の役員任期は2年間とし再任を妨げない。欠員の補充については前任役員任期を継承する

(役員解任)

第24条 本会の役員を解任する場合は、理事会の3分の2以上の賛成により解任することができる。

(役員報酬)

第25条 役員は有給とすることができる。報酬は理事会の決議を経て理事長が定める

(評議員の職務)

第26条 評議員は評議会を組織し、理事長及び理事会に対して必要と認められる事項を助言する

(顧問・参与)

第27条 本会は必要により理事会の承認を得て顧問・参与を置くことができる

第5章 会議

(理事会の招集)

第28条 理事会は年1回、理事長が召集する。また理事長が発意し理事会の承認が得られた場合は臨時理事会を招集できる。理事会の議長は理事長とする。理事会は理事定数の3分の2以上の出席により開催される

(評議会の招集)

第29条 本会において評議員が互選されているときは、評議員は評議員会を開催し、理事会開催前に理事会に附託する事項について諮問し理事長に助言する

(議事録)

第30条 本会が開催する全ての会議は議事録を作成し署名人が署名しなければならない。議事録については電子記録でも可能とする

追記事項

追記1

第3章会員の定款記載事項については、当初において会員数の増大を図る事を目的に当面の間、会費徴収を停止し会員数の安定確保を図り、一定数に達した後、各種会員向け業務を遂行することとする

追記2

会員向け業務については、本会認定講座受講後も会員が当該分野における知識の継続的な習得に資する事を目的に、有償、無償も含めて実施する

日本動物医療コンシェルジュ協会
理事長 林文明